

# フィリピンのアブラヤシ生産と農民組織 — 農地改革受益農民による協同組合形成 —

野沢 勝美

## 序 章

現在のフィリピン農業の基本課題は農業生産性の向上と農家所得の増大である。そのため、アグリビジネスの促進が必要条件となっている。すでにラモス政権期に「1997年農漁業近代化法」(The Agriculture and Fisheries Modernization Act of 1997、共和国法〈Republic Act : RA〉第8435号)が制定され、アロヨ政権期には、「フィリピン農漁業近代化計画2001-2004年」(The Philippine Agriculture and Fisheries Modernization Plan 2001-2004)が策定され、進行している。同計画では、農漁業近代化の実現にむけた戦略として企業家精神、民間投資、民間参加の動員を掲げている。いまひとつの特色としては、ミンダナオ各地方を高価値農業開発拠点として位置づけている点である。

そして、近年フィリピンでは、有望なアグリビジネスの対象としてパーム油が注目されている。その国内需要が急増していること、また投資家がこの領域に関心を示しているという背景がある。とりわけ、歴史的、地理的にプランテーション経営が盛んであるミンダナオ島の各地方では、民間農業関係者のみならず、政府関係者がアブラヤシ・プランテーション開発に積極的であるばかりか、地方政府がそのプランテーション開発の誘致を後押ししている。

一方、かかるプランテーション開発には農業用地の確保が前提となる。政府の基本方針は、コメ、トウモロコシ作付け農地などの作付け転換を禁止し、新規開拓、荒廃地の使用が条件となる。ここでの課題は、アブラヤシ・プランテーション農地の拡充をミンダナオにおいて進行中の農地改革の枠組

み内でいかに達成するかである。

本論文は、以上の問題意識のもとで、ミンダナオ地域においてアブラヤシ・プランテーションが農地改革の実行過程でいかに生産活動を展開するかを、農地改革受益の農業労働者が形成する協同組合の経営のなかから事例をもって考察する。その主たる方法は、フィリピン、ミンダナオのアブラヤシ油生産の協同組合の現況を現地調査にもとづいて明らかにするものである<sup>1)</sup>。

本論文の構成を概略すると第1章においては、パーム油生産の現況を明らかにする。そしてアブラヤシ生産の特徴を明示する。その特徴がアブラヤシ・プランテーションの配置、さらには協同組合の組織形態のあり方をも規定する事実を指摘する。第2章においては、フィリピンにおけるパーム油生産に関して、その位置づけを確認する。まず、アブラヤシ・プランテーション開発の歴史を明らかにする。これはまさにミンダナオ島が「約束の地」として農業開発の優先地域となった歴史的展開と期を一にするものといえる。そしてアブラヤシ・プランテーション開発の現況とその問題点を明らかにする。第3章においては、コラソン・アキノ政権以降の歴代政権の下で展開された農地改革では、プランテーション農地の農地改革がいかに取り組まれてきたかを明らかにする。この場合、アグリビジネスに内外投資を誘致するという農業政策の基本政策の方針にあわせ土地移転後の農業生産性向上をどのように盛り込んだかという政策転換を詳説する。第4章においては、ミンダナオ地域の3協同組合を事例として農地改革の土地移転の形態が、実際の協同組合経営、すなわち受益農業労働者の所得にいかん反映したかを事例をもって明らかにする。終章においては、以上の判明した事実が、今後のフィリピンのアグリビジネス促進の政策指針にいかなる参考となるかを結論として提言する。

## 第1章 パーム油生産の現況

### 第1節 利用価値が高まるパーム油

パーム油 (palm oil) は、アブラヤシ (oil palm)<sup>2)</sup> から取れる油である (写真1)。アブラヤシ樹から収穫される生の果実をパーム果房 (fresh fruit bunch ; FFB) という (写真2)。この果実の果肉から取る油をパーム油 (パーム粗製油 ; crude palm oil)、種子から取る油をパーム核油 (palm kernel oil) という。一般的には、両者を総称してパーム油と呼んでおり、本稿では、特に区別する必要がないかぎり、これを踏襲する。

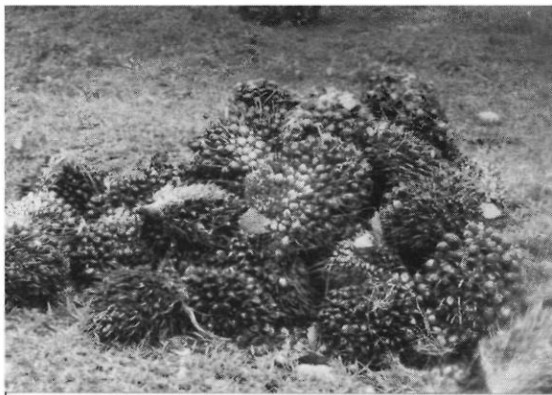
パーム油は伝統的には食用 (即席麺やスナック菓子などの揚げ油、マーガリンなど)、非食用 (洗剤、塗料、化粧品などの原料) に幅広く利用されている。日本ではその80～90%が食用である。

近年は、原油に代表される鉱物燃料の価格高騰の影響を受けてカーボン・ニュートラルといわれるバイオ燃料 (バイオジーゼル、バイオエタノール) の導入が本格化しており、油脂の専門誌は2006年の17種の植物性・動物性油脂の世界全体に対する需要増加の40%がバイオ燃料によるものと推測している<sup>3)</sup>。バイオ燃料の利用が世界的に拡大する中で、世界で取引される主

写真1 アブラヤシ樹(筆者撮影 以下同じ)



## 写真2 パーム果房



な植物性油脂の生産動向に大きな変化が生じている。パーム油は13種類ある植物性油脂の中で長く最大の生産量を誇ってきた大豆油に次ぎ近年では第2位を占めてきていたが、2005年に逆転し、その後はパーム油が首位の座を維持している<sup>4)</sup>。

### 第2節 主要生産国はインドネシアとマレーシア

パーム油の生産は歴史的にはマレーシア、そしてインドネシアに集中してきた。2006年の生産量はマレーシア1570万mt、インドネシア1683万mtで両国のみで世界全体の85.6%を占めている。また、同年の輸出でも両国のみで全体の89.8%である。近年の生産量の増大は、インドネシアにおけるアブラヤシ栽培面積の急増大によるものである。2002年から2006年にかけてインドネシアの栽培面積は133万ha(2002年比47.7%)増加し、412万haに達した。この間、それまで世界最大のパーム油生産国であったマレーシアは57万ヘクタール(同18.3%)の増加で、2006年の栽培面積は368万haに留まった。インドネシアの栽培面積は2005年に、生産量は2006年にそれぞれマレーシアを上回るようになった<sup>5)</sup>。

### 第3節 アブラヤシ生産の特徴

パーム油の原料となるアブラヤシ生産の特徴は次の3点にある。第1に、年間を通じ平均して雨量が得られる熱帯多雨林地帯での栽培が適している点である。すなわち、アブラヤシ樹は一度植樹すると25年間、天候の影響を受けることがすくなく、1年中を通じて収穫できる。これに対し、大豆油、菜種油などの植物油は毎年種蒔きをしなければならない。

第2に、その結果、収穫に季節性があり、しかも年々の気象条件によって収穫が左右される他の油糧作物に比べはるかに高い単位面積当たりの年間油収量を得ることできる。アブラヤシの単位栽培面積からの年間油収量は、大豆油の12.5~18.7倍、綿実油の2.5倍にも達する<sup>6)</sup>。

第3に、パーム果房の加工を24時間以内にする必要があるとの点である。新鮮な果実には油脂を加水分解する強力なリパーゼが存在するが、正常状態では細胞内にある油との接触は少ない。しかし果肉を傷つけると細胞膜が損傷し、リパーゼによる加水分解が開始される。したがってパーム果房の収穫や輸送は注意深く、しかも迅速に行われることが必要である。また果房はできるだけ迅速に蒸熱してリパーゼを失格させる必要があり、そのため製油工場の多くはアブラヤシ・プランテーションに近接して設置されている<sup>7)</sup>。

## 第2章 フィリピンにおけるパーム油生産

### 第1節 アブラヤシ・プランテーション開発の歴史

フィリピンにおけるアブラヤシ生産の歴史は、1963年に Menzi Agricultural Corporation がバシラン島に280haのアブラヤシ・プランテーションを開設したのを嚆矢とする。また、Kenram Industries, Inc. は1600haの中核農場を開設し、これに加えて総計3300haになる契約栽培農民からのパーム果房(FFB)の調達を開始し、製油能力20mt/hの製油工場を操業した。2002年7月に包括的農地改革計画(CARP)が適用され、Kenram Industries, Inc.のプランテーションは農地改革受益農民から構成された協同組合に移管され

た<sup>8)</sup>。

一方、国営の National Development Corporation (NDC) は英国系の Guthries Corporation とアグサン・デル・スル州に 4000ha のアブラヤシ・プランテーションの共同開発に着手し、その経営目的に NDC-Gurthrie Plantations, Inc. (NGPI) を設立した。1981年に Gurthrie Corporation はマレーシア政府に買収されたが、NDC は新会社である Kempulan Sendiran Betrhad とさらに 4000ha のオイル・プランテーション開発をし、このための NDC-Gurthrie Estate, Inc. (NGEI) を設立した。

NGPI と NGEI は別会社であるが経営陣が同一であるばかりでなく、共同で製油能力 40mt/h の製油工場を操業した。コラソン・アキノ政権下の 1988 年に両プランテーションは包括的農地改革計画により 7266ha、1368 人の農家に集合土地権利証書 (CLOA) が交付された。製油工場の株式は 1994 年までに NDC の持ち分の全部が民営化計画に沿ってフィリピン、インドネシアの合弁企業である Filipinas Palm Oil Plantations, Inc. (FPPI) に売却されている<sup>9)</sup>。

近年参入したのは、フィリピン、シンガポールの合弁企業である Agusan Plantations, Inc. (API) で、1983 年に 1800ha のプランテーションをアグサン・デル・スル州に開設した<sup>10)</sup>。API は 1996 年に包括的農地改革計画およびエネルギー天然資源省の土地利用プログラム地区における協同組合主導のアブラヤシ・プランテーションを対象とした契約栽培プログラム (Outgrowership Program) を開始している。さらに、API の子会社である Agumill Philippines, Inc. (AGPI) による 1998 年に搾油能力 20mt/h の製油工場の操業を開始している。工場の稼働率を高めるため、さらに 2001 年から 2005 年までにミンダナオにおける AGPI 契約栽培プログラムのもとで契約栽培プランテーション開発を推進し、2005 年 3 月現在で、契約栽培プログラムは北部ミンダナオ地方の 5000ha、中部ミンダナオ地方の 4200ha を対象としている。また、AGPI 独自のプランテーション 1800ha で生産のパーム果房 (FFB) は AGPI において搾油されている。同社は 2007 年にはムスリム・ミンダナオ自治地

域 (ARMM) のマギンダナオ州に同地区生産する FFB 加工のため 40mt/hr の製油工場を建設した<sup>11)</sup>。

以上のようなパーム油製油工場を中核としたアブラヤシ・プランテーションが形成されている。2008 年現在のパーム油製油工場は全国で 5 工場あり、FFB 加工能力は合計 142mt/ha である。これが必要とするプランテーションの栽培面積は 4 万 268ha である (表 1)。

表 1 フィリピンのパーム油製油工場加工能力 (2008 年)

企業名 (所有者・設立年)	場 所	FFB 栽培面積 (ha)	FFB 加工能力 (mt FFB/hr)
Filipinas Palmoil Plantations, Inc. (Filipino-60%, Indonesian-40% /1981 年)	San Francisco, Agusan del Sul	9,747	40
Agusan Plantations Inc. (Agumil Phil.), (Singaporian- 60%, Filipino-40% /1983 年)	Manato, Torento, Agusan del Sul	23,281	20
Kenram Industries (Firipino-100%/1967 年)	Isulan, Sultan Kudarat	7,600	20
Buluan Palm Oil Mill (2008 年)	Buruan, Maguindanao	—	40
Phili. Agric. Land Dev. & Mill, Inc. (PALM Inc. /2005 年) (Agusan Plantations, Inc. Group)	Carmen, Bohol	800	20
A. Browm Energy Dev. Inc. (ABERDI)	Bukidnon	—	2
合 計		40,268	142

(出所) Philippine Coconuts Authority (2009), *The Philippine Oil Palm Industry-2009*, Powerpoint presentation material.

## 第 2 節 国内需要の増大に対応できず

前節で述べたような歴史的経緯を経た、フィリピンにおけるパーム油の生産量、国内需要量をみることにする。生産量は前節で述べたインドネシアの 2006 年生産量のわずか 0.2% に過ぎない。国内需要量の増大に生産が対応できないどころか生産量は減少している現実がわかる。

民間のフィリピン・パーム油開発委員会 (PPDCI, 副会長 Chang Chee Kong<sup>12)</sup>) による国内需要予測は年 10% 増大し、2010 年に 29 万 3000mt となり、

これは2000年に比べて2.6倍も増加する。これに対し、農業省による生産予測では年2000mtずつ減少し、2010年には3万4000mtになる。2000年の生産量5万4000mtに比べて37.1%の減少となっている(表2)。これはパーム原木の老化によるものである。この結果、2010年には需給ギャップは25万9000mtに達するとした。これに対応するには、第1に、年間1万6000haから2万haのパーム油生産の農地を開発する。第2に、既存の樹木の70%を植替える。第3に、不足分は輸入に依存する、としている。

表2 フィリピンのパーム油生産・国内需要・輸入(2000-2010年)

(単位: mt)

年	生産	国内需要	輸入
2000	54,000	113,000	59,000
2001	52,000	124,000	72,000
2002	50,000	136,000	86,000
2003	48,000	150,000	102,000
2004	44,000	165,400	121,400
2005	46,000	182,000	136,000
2006	42,000	200,000	158,000
2007	40,000	220,200	180,200
2008	38,000	242,200	204,200
2009	36,000	266,400	230,400
2010	34,000	293,000	259,000

(出所) Department of Agriculture (2009), *Prospects for Philippine Agribusiness*, Powerpoint presentation material.

一方、生産量が減少してきたパーム油生産に対応するアブラヤシ栽培面積をみると、2003年に2万5237ha、2005年に2万9003ha、2008m年推計では4万6398haと増加傾向にある(表3)。これは、前節に記述した、製油工場のFFB加工能力に見合った必要栽培面積4万268haより若干多めである。これはアブラヤシの収穫は植樹から3年後に収穫するという時差が生じていることによるとみられる。また、PPDCIが策定のパーム油産業開発計画



2004-2010年では全国の潜在的栽培可能面積は30万4350haとあり、将来的に栽培面積は現在の6.5倍まで拡大可能としている。

次に、アブラヤシの地方別栽培面積をみると、2008年にミンダナオ島が3万6300haと全国の78.2%を占めて主産地であることがわかる。これに対し、ボホール島を含む中部ビサヤ地方は6506haと14.0%に過ぎない。パラワン島を含むルソン島は3592haと7.7%である(表3)。

**表3 フィリピンのアブラヤシ栽培面積推計  
(2003、2005、2008年)**

(単位: ha)

年	2003	2005	2008
(ルソン)	(-)	(-)	(3,592)
パラワン	-	-	3,592
(ビサヤ)	(3,994)	(5,300)	(6,506)
中央ビサヤ地方	3,994	5,300	6,506
(ミンダナオ)	(21,243)	(27,703)	(36,300)
西部ミンダナオ地方	0	0	62
北部ミンダナオ地方	190	413	1,128
ダバオ地方	217	244	1,217
SOCCSKSARGEN 地方	6,777	6,906	13,961
カラガ 地方	13,462	15,404	17,252
ムスリム・ミンダナオ自治地域	597	736	2,680
計	25,237	29,003	46,398

(出所) Philippine Coconuts Authority (2009), *The Philippine Oil Palm Industry-2009*, Powerpoint presentation material.

### 第3節 民間依存のアブラヤシ開発

アロヨ政権によって策定された「中期フィリピン開発計画(2006-2010年)」によると、「目標1」においては、200万ha開墾で新規雇用100万人創出を中心としており、ミンダナオを農産物輸出地区にするとし、アブラヤシが含まれている<sup>13)</sup>。「目標2」においては、基本食料(wage goods)に対する支援が中心で、コメ、トウモロコシを主体とする作物別対策である。

アロヨ政権は「農漁業近代化計画(2001-2004年)」において高価値商業作物(High Value Commercial Crops: HVCC)に対するGMA(Ginintuang

Masagang Ani) -HVCC を発足させている。これにはバナナ、マンゴ、ニンニク、タマネギなどの生産増を掲げているが、これ以外に地方ごとに作物を指定しており、ミンダナオ島の各地方においては、ココナツ油が含まれている<sup>14)</sup>。一方、農業省政策ガイドラインではGMA-HVCCの優先対象作物として、カラガ地方のアブラヤシを挙げている<sup>15)</sup>。

以上の政策指針にもかかわらず、政府部内にはアブラヤシの専門的技術者はおらず、アブラヤシの種苗も製油工場が育成しているとの民間まかせとの現状がある。すなわち、パーム油の直接的な所掌官庁はなく、暫定的にフィリピン・ココナツ庁 (Philippine Coconut Authority : PCA) が窓口となっている。この背景には国際市況ではココナツ油の方がパーム油よりも高いこと<sup>16)</sup>、およびフィリピンの主要農産品であるココナツ油関連の農民保護を優先するとの政治的判断があると考えられる。

### 第3章 包括的農地改革計画とプランテーション開発

#### 第1節 アグリビジネス・ベンチャー契約

1988年6月に当時のコラソン・アキノ大統領は包括的農地改革法 (Comprehensive Agrarian Reform Law : CARL, 共和国法〈RA〉第6657号) を布告し、同政権の包括的農地改革計画 (Comprehensive Agrarian Reform Program : CARP) が正式に定まった。包括的農地改革計画の内容と問題点の詳細に関しては、筆者による論文「アキノ政権の農地改革」に記述されている<sup>17)</sup>。

##### (1) プランテーションの土地区分

アグリビジネスに必要となるプランテーションなど大規模な農場に関わる事項に関して、包括的農地改革計画においては、多国籍企業農地、商業農場、法人農場の規定がある<sup>18)</sup>。

多国籍企業農地については、公有地、政府所有地を借りている場合は3年

以内に収用、分配を完了する（包括的農地改革法 8 条）。また、多国籍企業が民有地を借りている場合は、1987 年 8 月 29 日現在有効な契約（賃借、生産委託、あるいはサービス契約）が失効した時点、あるいは本法の発効から 10 年後のいずれか早い時点で失効する。ただし有効期間中に政府はそれ以降の収用、速やかな分配のための手続きをする。そして、一般論として農地は個別農業労働者に直接分配されるとするも、経済的に実行不可能であり農地分割が不適切である場合は、農業労働者が結成の協同組合またはビジネス組織が新たに賃貸契約、栽培契約を締結するとした（同 8 条）。

商業農場には、畜産、養鶏、養豚、塩田、養魚、海老養殖を含む養殖業、果樹園、欄栽培、蔬菜、花卉園、カカオ、コーヒー、ゴムのプランテーションを含むとしている（同 11 条）。商業農場の民有地に関する土地収用、配分に関しては、10 年後に実施するとし先送りしている（包括的農地改革法 11 条）。

法人農場に関する規定は、アキノ現政権下の政治課題となっている<sup>19)</sup>。一般論として農地は個別農業労働者に直接分配されるとするも、経済的に実行不可能であり農地分割が不適切である場合は、農業労働者が結成する協同組合またはビジネス組織が集合所有し、新たに契約を締結するとした（同 29 条）。ここで特徴的なのは、土地を所有する法人はその土地所有分の法人株式を受益者に分配できるとした（同 31 条）株式分配方式である。また、本法成立から 2 年以内に土地または株式の移転がなされないときは、土地は強制収用される（同 31 条）。そしてさらに、最終的な農地移転までの間、経営者は農業労働者あるいはその団体と生産分与計画の実施を義務付けられる。年間総売上が 500 万ペソを超える場合、総売上の 3%、利益を生じたときは税引後利益の 10% を現行賃金に上乗せして常雇、その他労働者に分配する（同 32 条）。この生産分与計画に関する条項は、多国籍企業農地および商業農場にも適用される（同 8 条、11 条）。

包括的農地改革法は 10 年間の時限立法であり、これがラモス政権下の 1998 年に包括的農地改革強化法（RA 第 8532 号）の制定と合わせ 10 年延長

された。農民組織の要求があり、アロヨ政権下の2008年に農地改革計画強化法（RA第9700号）をもってさらに2004年まで5年間の再延長が決まっている。

## (2) アグリビジネス・ベンチャー契約の登場

2000年12月現在の包括的農地改革計画の実績をみると、達成率は民有地で50.2%、うちコメとトウモロコシの小作農地が88.9%、その他民有地が40.9%である。その他民有地では、遅れが目立つのは強制収用の9.8%である。とりわけ50ha以下の強制収用が遅れている。この意味するところは50ha超の大規模農地の収用が23.9%となっている点である（表4）。アグリビジネスの振興に際しては、この扱いが政策課題となる。

**表4 フィリピン農地改革計画実績（1972-2000年）**  
（民有地・農地改革省所管）

区分	計画 (ha)	実績 (ha)	達成率 (%)
土地移転事業 (OLT) <sup>(1)</sup>	579,920	515,434	88.9
その他民有地	2,416,585	987,819	40.9
自主的売却申請 (VOS)	396,684	329,619	83.1
自主的土地移転 (VLT)	284,742	370,048	130.0
政府金融機関 (GFI)	229,796	140,342	61.1
強制収用 (CA)	1,505,363	147,810	9.8
50ha超	456,588	109,345	23.9
24ha超～50ha	312,355	11,516	3.7
5ha超～24ha	736,420	26,949	3.7
合計	2,996,505	15,032,543	50.2

(注) (1) マルコス政権による1972年小作農民解放令に規定するコメとトウモロコシの小作農地移転事業。

(出所) Department of Agrarian Reform.

この時点で、包括的農地改革法の適用が「先送りされた商業農場の収用、評価、補償、分配に関する規則」が制定された（1998年農地改革省令〈Administrative Order : AO〉第9号）。また、農地改革地区における合弁企業

体に関する規則も制定された（1999年農地改革省令〈AO〉第2号）。

上記の省令の前者において、あらたな概念として、アグリビジネス・ベンチャー契約（Agribusiness Venture Agreements : AVA）が登場する。AVAでは、これまでの農地改革の基本方針にアグリビジネスを加えた。それは以下2点において挙げられる。

第1に、AVAは、農業生産の経営規模の最適化、土地保有の保障、農地改革受益農民の所得保障を目的とするとした（1998年AO第9号30条（d）（1））。ここでは農業の生産性向上が重視されている。すなわち農業生産に、積極的に規模の経済を導入し生産性の向上をはかるとした点である。規模の経済は、包括的農地改革計画の枠内でなされ、農地の保有を保証し、かつ農家所得を保証するとしている。

第2に、AVAは、内外のアグリビジネス投資分野への誘致を積極的に掲げたのである。すなわち、規則では上記の目的を達成するため、農地改革受益農家と投資家がAVAを締結することを明白に理解するとした（同30条（d）（2））。内外の投資家を包括的農地改革計画の実行の関与者に認定したのである。同省令においては、経済的に実現不可能であり農地分割が不適切である場合は、当該農地は、協同組合またはビジネス組織を結成した農地改革受益農業労働者により集合的に所有されるとした（同2条（e））。同時に、従前の地主は農地改革農家に残額債務がなければ、AVAを締結できるとしたのである（同30条（a）（5））。

AVAは、商業農業に適用されるとしたが、バナナ、パイナップル、ゴム商業作物などを含むとし（同2条（f））、多国籍企業所有農地に関する規定はこれに含まれると解される。これまでの基本政策を転換し、アグリビジネスに、内外投資の積極的誘致を前面に掲げている点は、農地改革の方向性のパラダイム転換と言ってよい。

次に、AVAの形態に関して、あらたに規則では7方式を選択肢としてあげている（表5）。

これらのうちのどの方式を選択するかは、農地改革受益者、あるいはそれが

表5 アグリビジネス・ベンチャー契約の選択肢

## (1) ジョイント・ベンチャー契約

投資家と農地改革受益者からなる協同組合または団体が組織し、共同所有するアグリビジネス企業によるジョイント・ベンチャー契約である。投資家は経営、販売技術、インフラストラクチャーおよび資本を提供する。合併企業において農地改革受益者は労働、土地使用権、および可能であれば資本投入を分担する（1998年農地改革省令第9号3条(i)）。

## (2) 貸地契約

農地改革受益者が結成した協同組合、または農業労働者組織が地主/投資家と締結する農地賃貸契約である。借地人は農地の管理、運営を行い契約期間は10年以内であるが両者の合意で延長できる。借地料は農地改革受益者がフィリピン土地銀行に支払う土地代金分割払額を下回ってはならない（1998年農地改革省令第9号3条(j)）。

## (3) 栽培契約

農地改革受益者が農地を所有し、協同組合による集合をもって、または個人が、事前に設定した条件で購入すると契約した投資家、またはアグリビジネス企業のために作物を生産を成約するアグリビジネス契約である（1998年農地改革省令第9号3条(e)）。

## (4) マネジメント契約

農地改革受益者または結成した協同組合/組織が、地主または/投資家に農場経営を一定額または手数料をもって委ねるアグリビジネス契約である（1999年農地改革省令第2号5条(iv)）。

## (5) BOT方式

投資家は、農産物の生産、加工、流通に利用する資本財、インフラストラクチャー、サービス、施設の導入、修復、改良の費用を負担する。また契約期間に同作業を実施し、契約終了後はその集合的所有は、設備、施設の所在する農地を所有する農地改革受益者に統合される（1999年農地改革省令第2号5条(iii)）。

## (6) 生産、加工、販売契約

農地改革受益者は農産物の生産加工に従事し、それらを直接に融資と技術を提供する投資家に販売する（1999年農地改革省令第2号5条(ii)）。

## (7) サービス契約

農地改革受益者は、農業機械による開墾、耕作、収穫、加工、収穫後作業、およびその他農作業のための有料サービス契約に従事する（1999年農地改革省令第2号5条(iv)）。

(出所) 農地改革省令各号から筆者作成。

結成する協同組合の判断による。この場合に複数の選択肢を取り入れた複合契約も許容されている<sup>20)</sup>。具体的には、栽培契約にマネジメント契約、生産、加工、販売契約、サービス契約を加えた複合契約が一般的である。

## 第2節 土地の収用、分配、および土地権利証書の区分

今ひとつの包括的農地改革計画のなかで規定されている条項で、近年注目されているのは、土地収用、分配の方法である。これには大きくは自主的農地移転 (Voluntary Land Transfer ; VLT)、自主的売却申請 (Voluntary Offer for Sale ; VOS)、強制収用 (Compulsory Acquisition ; CA)、土地移転事業 (Operation Land Transfer ; OLT)、政府企業 (Governmental Financial Institutions ; GFI) の5方法がある (表6)。主なものは前3者であり、その現状を面積で見るとミンダナオ島全域では VLT が最大で 35.5%、次いで VOS が 30.2% となり CA は 10.6% ある。この傾向はカラガ地方でも同様であり、ミンダナオ島では農地改革受益者が地主との直接取引、直接支払をいわずに選択していることがわかる。また VOS が多いのは地主が現金による土地補償の受取を愛好する現状がみてとれる (表7)

地主の補償に関しては公正な補償としている (包括的農地改革法 17 条)。そして農地価格の評価は、地主、フィリピン土地銀行 (LBP)、農地改革省の3者の合意で決定し、土地面積により決められた現金と債券の割合に応じて LBP が地主に支払う (包括的農地改革法 18 条)。土地代金は農地改革受益者が LBP に 30 年の年賦、利息年 6% で支払うとしている (包括的農地改革法 26 条 (2009 年一部改正))。

前節のアグリビジネス・ベンチャー契約に関連して重要なのは、農地所有権移転に際して交付される土地権利証書 (Certificate of Land Ownership Award ; CLOA) の形態である。これには、所有する農地を特定できる個別土地権利証書 (Individual CLOA) と特定が不可能な集合土地権利証書 (Collective CLOA) の2方法がある。なお後者に関しては、当初はまず一次的に集合土地権利証書を交付するとし (1998 年農地改革省令第 9 号第 17 条)、包括的農地改革計画強化法 (RA 第 9700 号) において、農地改革省に速やかに当該農地の地籍図の作成を義務付けている (同 RA 25 条)。

その現状をみると、全国レベルでは集合土地権利証書交付の面積は全体の 71.0% であるのに対し、タイトル数ではこれが 21.1% になる。これは個別土

表6 土地収用、分配の方法

(1) 自主的農地移転 (VLT)

直接支払方式 (DPS) とも呼ばれる。農地移転取引が直接地主と農家 / 農業労働者として直接になされ (包括農地改革法 20 条)、政府の関与は調整機能など最小限となる。土地代金は、農地改革省に登録、承認をうけた上で、農地改革受益農民から地主に直接支払われる (包括的農地改革法 21 条)。

(2) 自主的売却申請 (VOS)

地主に農地移転を奨励する制度で、そのインセンティブとして当該地主に対し土地代金の 5% が現金支払部分に追加される (包括的農地改革法 19 条)。

(3) 強制収用 (CA)

農地改革計画に対する協力の有無に関わらず政府が地主から農地を収用する方式である。土地代金は現金と政府金融機関債券の組合せで支払われ、現金部分は 50ha 超が 25%、24ha 超 50ha 以下が 30%、24ha 以下が 35% である。債券の期間は最長 10 年 (包括的農地改革法 16 条、18 条)。

(4) 土地移転事業 (OLT)

コメとトウモロコシの小作農地を対象とした農地移転事業。マルコス政権が 1972 年布告の小作農民解放令 (Emancipation of Tenant Farmers) が規定する事業であり、後続の歴代政権に引き継がれた (大統領令第 27 号)。

(5) 政府金融機関 (GFI)

政府金融機関が、地主の土地に設定した担保権を行使して収用した土地。

(出所) 筆者作成。

地権利証書とは逆転する形になる。この傾向は地方、州レベルでも同様である (表 8)。タイトル当たり面積では、集合土地権利証書は 11.83ha と、個別土地権利証書 1.24ha の約 10 倍である。このことは規模の大きなプランテーションでは集合土地権利証書が多いとの現実を示している。

## 第 4 章 アブラヤシ生産と農民組織

前章で述べた土地権利証書の区分が、アグリビジネス・ベンチャー契約の選択との組合せで現実の農地改革受益農民が形成する協同組合では運営がどのように展開されているかを事例のなかで検証する。本章では、個別土地権利証書の交付をうけ栽培契約を選択した事例、集合土地権利証書の交付をう



表7 土地収用、分配 (2001年12月現在)

地域区分	自主的農地移転 (VLT)		自主的売却申請 (VOS)		強制収用 (CA)		土地移転事業 (OLT)		政府金融機関 (GFI)		合計	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
ミンダナオ島全域	195,082	35.5	166,094	30.2	53,281	9.7	77,197	14.0	58,430	10.6	550,084	100.0
ダバオ地方 <sup>(1)</sup>	37,671	20.4	84,631	45.9	21,990	11.9	21,787	11.8	18,490	10.0	184,569	100.0
コンボステラ・バレー州	17,349	29.7	20,905	35.7	9,076	15.5	5,019	8.6	6,141	10.5	58,490	100.0
カラガ地方	21,746	37.2	18,740	32.0	4,124	7.0	6,494	11.1	7,409	12.7	58,513	100.0
アグサン・デル・スル州	13,640	48.5	4,563	16.2	2,017	7.2	2,444	8.7	5,439	19.4	28,103	100.0

(注) (1) サランガニ州、南コタバトを含む。

(2) マルコス政権による1972年小作農民解放令に規定するコメとトウモロコシの小作農地移転事業。

(出所) Borras, 2002 "Problem and Prospects of Redistributive Land Reform in Mindanao, 1972/1988-2001", *Mindanao Focus*, No.2. AFRIM.

(原典) Department of Agrarian Reform 資料。

表8 フィリピンの土地権利証書 (CLOA) 区分 (2008年6月現在)

地域区分	個別土地権利証書				集合土地権利証書				合計			
	タイトル数 (件)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	タイトル数 (件)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	タイトル数 (件)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
全国	736,196	78.9	914,015	29.0	196,670	21.1	2,238,728	71.0	932,866	100.0	3,152,743	100.0
ダバオ地方	32,786	69.9	42,148	21.4	14,107	30.1	154,922	78.6	46,893	100.0	197,070	100.0
コンボステラ・バレー州	8,398	75.0	11,231	24.0	2,725	25.0	35,569	76.0	11,193	100.0	46,800	100.0
カラガ地方	20,238	63.0	34,178	17.5	11,883	37.0	161,655	82.5	32,121	100.0	195,833	100.0
アグサン・デル・スル州	11,139	65.9	7,507	8.1	5,753	34.1	84,877	91.9	16,892	100.0	92,384	100.0

(出所) Department of Agrarian Reform 資料から作成。

け栽培契約を選択した事例、同じく集合土地権利証書の交付をうけ貸地契約を選択した事例の3事例を取り上げる。

## 第1節 個別土地権利証交付の協同組合と栽培契約 (NARCICO)

### (1) 日本政府の支援を受けた協同組合

ダバオ市中心街から北東87kmにコンポステラ・バレー州ムニシパリティ・ナブントランがあり(図1)、この地に所在するナブントラン農地改革コミュニティ統合協同組合(Nabunturan Agrarian Reform Community Integrated Cooperative: NARCICO)は既存の4協同組合(Pugtulang Multipurpose Cooperative (MPC), Magading MPC, Magsaaysay MPC, Basak MPC)が統合され、1999年に協同組合開発庁(Cooperative Development Authority: CDA)に多目的協同組合として登録されている。

NARCICOは、同地区に農地改革省の支援をうける農地改革コミュニティ(ARC)として認定されており<sup>21)</sup>、日本政府の円借款プロジェクトである農地改革インフラ支援プロジェクト・フェーズI(Agrarian Reform Infrastructure Support Project Phase I: ARISP-I)の対象ARCとして指定されている。

NARCICOは現在の組合員数は987人(当初は422人で発足)、うち822人が農地改革受益農家で、面積は3273haである。このうち1150haがARISP施設を利用してのコメ生産であり、100haがARISPにより建設の共同灌漑システム利用であり、110haが小規模溜池灌漑の利用である。さらに420haはココナツ栽培農地がある。残りは根菜類、バナナ、果樹が植わっている未開拓地である。この未開地をアブラヤシ・プランテーションとした。

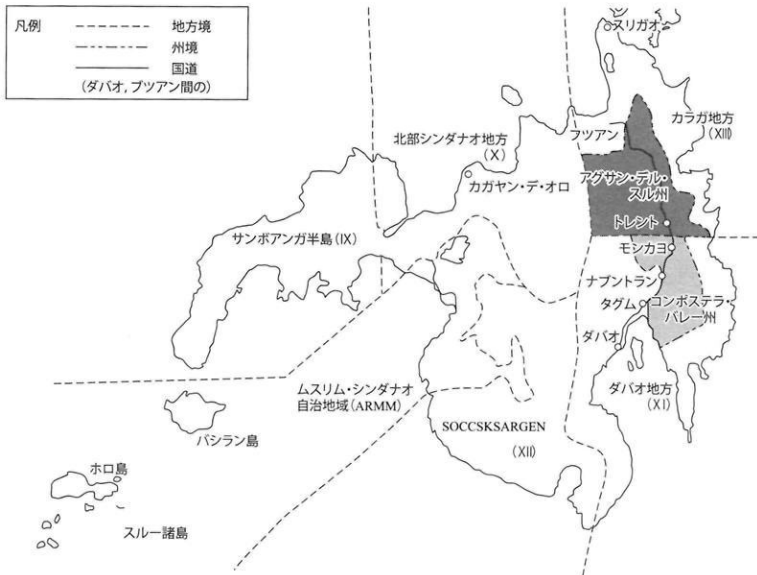
ARC対象となった農地は、当初地元のモンテビスタ農村銀行(Rural Bank of Montevista)が抵当権を行使して所有していたものを包括的農地改革計画の対象とし、フィリピン土地銀行(LBP)が同農村銀行から買い上げ、これを自主的売却申請(VOS)として受益農民に、8000ペソ/haでもって分配したものである。利率は年6.0%、返済期間は30年であり、個別土地権利証書(Individual CLOA)が交付されており、各農家の所有面積が明確になって

いる。

NARCICO が ARISP-I を通じて整備、強化された理由は3点あり、第1にハードインフラとしての経済インフラである。灌漑施設はコメなどの農産物の生産性を急速に改善し、コメの年間収量は4.3mt / haに達している<sup>22)</sup>。また、コメの貯蔵倉庫や天日乾燥場などの収穫後処理施設 (Post Harvest Facility: PHF) が作られ収穫後の品質管理が容易になった。さらに市場アクセス農道 (Farm Market Road: FMR) が整備され出荷にかかる輸送時間、コストを減らすことができた。

第2に、ソフトインフラの整備である。ARISP-I では農協や灌漑水利組合などの組織強化にも努め、運営体制作り、資金管理、事業計画策定などに住民とともに取り組んできている。その成果は、農民主体による農産物の生産

図1 ミンダナオ島全図



(筆者作成)

管理やインフラの運営・維持管理において大きな力を発揮してきた。

第3に、既存の4協同組合の難題を克服したうえで統合し、規模の経済の利点を発揮することができた。

以上のような ARISP-I による成果を基盤にして、NARCICO が大きく事業展開することとなった。すなわち、アブラヤシ生産が、1996年に円借款による金融支援プロジェクトである農村・農地改革支援政策金融事業（Rural Farmers Agrarian Reform Support Credit Program: RASCP）の対象となり、開始されたのである。RASCPは、フィリピン土地銀行（LBP）を通じて営農資金を融資するもので、NARCICOでは、これを元手にアブラヤシ苗を購入し栽培に着手した。アブラヤシ生産は Agusan Plantations, Inc. (API) の子会社であるアグミル・フィリピン社（Agumill Philippines, Inc. : AGPI）との契約栽培により取り組まれており、同社の技術指導の下に栽培農家への指導が行われ事業は拡大され、当初は100haであったアブラヤシ・プランテーションの規模は現在254haに拡大している。

## (2) 契約栽培に対する農村・農地改革支援政策金融事業融資

アブラヤシ・プランテーション面積は279haで、組合員は131人である。組合員は全員が農地改革受益者である自作農家であり、原則として、小作農家は除外されているが、自己資金調達が可能であればプログラムに参加できるとしている。

アブラヤシ生産は、前述のとおり、AGPIとの契約栽培により行い、AGPIの支援は、生産技術指導、流通、および種子の提供である。生産に関してはAGPIが技術指導を行い、生産したパーム果房（FFB）は全量AGPIに売り渡す。2001年にNARCICO、AGPIおよびフィリピン土地銀行（LBP）で交換した生産、技術、販売の三者合意は25年間の協定であり、付帯事項として、品質に関する事項、および価格に関する事項の2点が含まれている。すなわち、この契約はマネジメント契約、生産、加工、販売契約、をも加えた複合契約でもある。

品質に関する付帯事項では成熟度および鮮度を重視しており、収穫した FFB は、その日のうちに製油工場に搬入し、2 日以上たった FFB の売り渡しは拒否されるとしている（表 9）。

**表 9 NARCICO と AGPI との品質に関する契約付帯事項**

(1) 成熟度
①未成熟：実の落下が 10% 以下のもの
②過熟：実の落下が 50% 以上のもの
③搬入に際しては 15% 以上の未成熟パーム、30% 以上の過熟パームを含まない。
(2) 鮮度
① FFB は収穫した日に製油工場に搬入する。
② 収穫から 2 日以上たった FFB は売り渡しを拒否される。
(3) 汚染
① FFB が外部の汚染物質に汚染されてはならない
② 汚染の著しい FFB は売り渡しを拒否される。
(4) 軸の長さ
① 軸の長さは 5 cm とする。Bunch のもとから測定する

（出所）Production, Technical and Marketing Agreement (Tripartite Agreement signed by NARCICO, Agmil Philippines and Land Bank of the Philippines on November 22, 2000) から筆者作成。

価格に関する付帯事項では、その算定式が提示され、採油率のガイドラインが明示されている。パーム粗製油（CPO）の国際市況に対応して売渡価格が決められていることがここでわかる（表 10）。買手による買い叩きに歯止めがかかっているとみてよい。ただここで明らかになったことは、買手の AGPI における利潤は、CPO 国際価格から加工費を除いた額の 15% であるとの点である。

資金融資に関しては、LBP が実施し、前節で述べた円借款援助の農村・農地改革支援政策金融事業（RASCP）のうち技術援助貸付支援プログラム・受益者開発（Technical Assistance / Credit Assistance Program- Beneficiary Development: TACAP-BD）を適用している。これは、LBP が 70%、農地改

革省が25%、NARCICOが5%を負担するとし、総額492万ペソである。AGPIの計画では、12年間の収穫サイクルが好ましく最初の5年間は据置期間になる。フェーズⅠでは2001年から2011年まで（据置期間2001年から2005年まで）となる。また、フェーズⅡでは2007年から2019年まで（据置期間2007年から2012年まで）としている。フェーズⅠの融資枠は、4万

**表10 NARCICOとAGPIとの価格に関する契約付帯事項**

(1) FFBの価格 (1mt当たり)		
$[(A \times B \times C) + (D \times E) - F] \times 85\%$		
A= 搬入した作物からの搾油工場における実際の搾油率 (OER)		
B= 製油工場のパーム粗製油 (CPO) のドル建て売渡価格		
C= 外国為替換算率 (ペソ/ドル)		
D= 製油工場におけるパーム核油 (PKO) の実際の採油率 (KER)		
E= 製油工場のパーム核油 (PKO) のペソ建て売渡価格		
F= 契約時の製油工場における加工費 FFB1mt 当たり 600 ペソ		
FFB=Fresh Fruit Bunch		
CPO= Crude Palm Oil		
OER=Ratio of CPO extracted from FFB		
PKO= Palm Kernel Oil		
KER=Ratio PKO extracted from FFB		

(2) OER および KER に関するガイドライン		
アブラヤシの樹齢 (年)	OER (%)	KER (%)
3 ~ 4	15.0	3.0
4 ~ 5	17.0	3.4
5 ~ 6	19.0	4.0
6 ~ 7	20.0	4.0
7 ~ 11	20.5	4.0
12 ~ 14	20.0	4.0
15 以上	18.0	4.0

(出所) Production, Technical and Marketing Agreement から筆者作成。

9000 ペソ/ha × 100ha = 490 万ペソである。なお、フェーズⅡの融資枠は、6 万ペソ/ha × 100ha = 600 万ペソが計画された。

融資条件は、年利12%にLBPのサービス手数料として2%が加わり、さらにNARCICOのサービス手数料2%があり、利用農家の最終金利は年16%となる。融資金は一括してNARCICOに融資され、NARCICOから個々組合

員が借入、返済することになる。

現状では、フェーズⅡの融資が2007年から実行されており、LBPによると6万ペソ/haは3年分として融資されたものであり、実際には10万ペソ/haが必要である。したがって、LBPはNARCICOの出資金など自己資金の運用を指導している。

アブラヤシ・プランテーション面積のうち、200haがLBPの融資対象で、11haはトレントの地場銀行であるFirst Consolidated Bankの融資を受け、68haが自己資金による手当をしている。

### (3) アブラヤシ事業収益

NARCICOの事業収入は、関係者から開取りによると2008年に、アブラヤシ事業では、アブラヤシ事業Ⅰ、事業Ⅱを合計した売上は1480万ペソであり、これから売上コストを除くと粗利益154万ペソとなる。これから利子収入を加え、事業運営の事務経費を除くと3万1425ペソの純利益となる(表11)。

ところが売上コストには、肥料コスト、サービス手数料(融資額の2%)、マネジメント手数料(CPO基準で0.10ペソ/kg)トラック輸送料(同0.60ペソ/kg)が含まれている。これらは事務経費とあいまってNARCICOの他の事業収入に組み入れられる。

実際にはNARCICOの事業は消費財販売、コメ買上事業、ポストハーベスト機材貸付など多岐に及び、2008年のサービス所得は、11事業から計174万ペソに達し、NARCISO所有の積載量14トントラック(写真3)を使用してのトラック輸送料だけで126万ペソもある<sup>23)</sup>。これらの総合利益剰余金から強制準備金などを控除し内部留保とし、残余は出資金利息あるいはパトロネージ基金配当として組合員に配分する。

NARCICOの2008年12月現在における出資金、強制積立基金などからなる資本金額は1829万ペソにも達している。組合員1人当たり2万23ペソとなっている<sup>24)</sup>。

表 11 調査対象協同組合一覧

NARCICO	SACARBEMCO	API-ARBMPCC
[協同組合組織]	[協同組合組織]	[協同組合組織]
(所在地) Poblacion, Nabunturan, Compostela Valley	(所在地) Tubo Tubo, Moncayo, Compostela Valley	(所在地) Manat, Torento, Agusan del Sur
(事業範囲) 多目的協同組合 ①アブラヤシ, ②消費財, ③ 食事, ④上水事業, ⑤ARC 用地, ⑥PHF, ⑦溜池灌漑I, ⑧同II, ⑨コメ取引, ⑩家畜 貸出, ⑪トラック輸送	(事業範囲) 多目的協同組合 ①アブラヤシ, ②ゴム, ③食 事, ④小規模貸金事業⑤サー ビス提供事業	(事業範囲) 多目的協同組合 ①アブラヤシ, ②消費財, ③ 貸金事業
(組合員数) 987人(うちARB822人)	(組合員数) 145人(うちARB93人, 準 組合員52人)	(組合員数) 475人(うちARB362人)
(対象面積) 3,273ha(うちARISP1,150ha)	(対象面積) 483ha(うちアブラヤシ 100ha, ゴム380ha)	(対象面積) 1,427ha
(CDA登録) 1999年	(CDA登録) 1994年	(CDA登録) 1991年
(CARPの適用) 個別CLOA,VOS,2001年	(CARPの適用) 集合CLOA,VOS,1996年	(CARPの適用) 集合CLOA,VOS,1991年
(土地評価額) 8,000ペソ/ha	(土地評価額) 43,735ペソ(DBPが地主に 3,000,000ペソ融資)	(土地評価額) 6,000ペソ/ha
[アブラヤシ生産]	[アブラヤシ生産]	[アブラヤシ生産]
(AVA) 栽培契約(AGPI)	(AVA) 栽培契約(AGPI)	(AVA) 土地リースバック契約 (API),42年間、年間賃貸料 3,500ペソ/ha 農業労働者として従事。 50haのみ契約栽培(API),
(組合員数) 131人(全員ARB)	(組合員数) 30人(全員ARB)	(組合員数) 475人(うちARB362人)
(面積) 279ha(Phase I 100ha)	(面積) 100ha	(面積) 1427ha
(生産量)(2008年FFB) 2,462.87mt/100ha=24.62mt/ha (Phase I)	(生産量)(2008年FFB) 2,214.07mt/100ha=22.14mt/ha	(生産量)(APIの2009年推 計データ) $18\text{mt/ha} \times 1,427\text{ha} =$ 25,686mt(全面積分)



(受入融資) RASPIとして4,929,340ペソ (うちLBP 50%, DAR 25%, Coop.Fund 5%)	(受入融資) LBPから生産融資6,000,000 ペソ	(受入融資) APIからの生産融資 5,000,000ペソ
(所有輸送機器) 13トントラック1台	(所有輸送機器) 14トンニッサントラック 2台	
(アブラヤシ事業売上)(2008 年)(Phase I, II) 売上14,803,283ペソ(58,290 ペソ/ha) 粗利益1,545,556ペソ 純利益31,425ペソ	(アブラヤシ, ゴム事業売上) (2007年) FFB売上8,948,561ペソ (89,485ペソ/ha) ゴム売上7,713,174ペソ (20,297ペソ/ha)	(ARB組合員農家所得)(2008 年) ①地代配分 3,500ペソ/ha × 3ha × 79% =8,300ペソ/人 ②収穫など農園労働 160ペソ/人・日/26日 × 12 月=49,920ペソ/人 ②配当252ペソ/人 計58,427ペソ/人
(アブラヤシ農家所得)(2008 年) ①アブラヤシ事業収入 80,916ペソ/人 ②配当123ペソ/人 計81,039ペソ/人	(アブラヤシ農家所得)(2007 年) ①配当アブラヤシ事業のみ 73,515ペソ/人 (配当ゴム事業のみ28,068 ペソ/人) 配当その他3事業4,286ペ ソ/人 計79,664ペソ/人	
(投資事業) アブラヤシ農地11haを購入。 資金470,000ペソは外部調 達。返済は内部留保資金を 流用		

(出所) 各協同組合関係者からの聞き取り。

### 写真3 ヤシ果房を輸送する NARCICO 所有のトラック



#### (4) アブラヤシ生産農家所得

アブラヤシ生産農家の収入をみる。2008年時点では、組合員農家間取りによると、平均農家のFFB収穫量は24.62mt / haである。平均面積は2.12ha (279ha / 131 ARB)、平均価格は5447ペソ/mtであるから年間収入は28万4302ペソ (5447ペソ / mt × 24.62mt / ha × 2.12ha) となる。平均的生産コストはこの35%であるから、純利益は18万4796ペソとなる<sup>25)</sup>。フィリピン土地銀行(LBP)に対する開発コスト融資返済額が10万3880ペソ(フェーズI融資額4万9000ペソ / ha × 2.12ha)であるからこれを差し引くと、8万916ペソが手元残高になる。これがNARCICOの場合におけるアブラヤシ事業の平均的農家所得になる。この場合、FFB出荷時の計量値で個人分の売上額を算出し、これから生産コストを差引いて個別農家に支払う。

また、この時点において、LBPからの融資返済が確実に実行されていることが確認できる。

以上に加えて、アブラヤシ生産農家には、純利益の配分がある。出資金利息およびパトロネージ基金配当とし純利益の70%、12万1551ペソである。組合員1人当たりでは123ペソ (17万3645ペソ × 70% ÷ 987人) になる。

以上を合計するとアブラヤシ生産農家所得は年8万1039ペソに達する(表11)。

#### (5) 自立にむけた投資を開始

NARCICOは、2007年から2009年までの間に、将来的な展望にたって、アブラヤシ栽培用地として11haを47万ペソで調達している。このための資金は外部から借入れている。これまでは、ARISP-Iの実績および、その実績を踏まえて導入されたRASPIの技術支援をうけてきたが、ここからさらに自立した多目的協同組合への歩みに着手した。

## 第2節 集合土地権利証交付の協同組合と栽培契約 (SACARBEMCO)

### (1) 旧プランテーション経営陣を加えた協同組合

ダバオ市中心部から北東約 100km にコンポステラ・バレー州ムニシパリティ・モンカヨがあり (図 1)、このバラングイ (村)・トボトボにサルミエント・フィリピン包括的農地改革計画受益者組合 (SARPHIL CARP Beneficial Association ; SACARBEMCO) が位置している。

SACARBEMCO は、サルミエント・フィリピン社 (Sarmiento Philippines. Inc. ; SARPHIL) のゴム・プランテーション労働者を主たる構成員として発足し、1994 年に協同組合開発庁 (CDA) に登録をした協同組合である。組合員数は 145 名 (消費事業に参加する 52 名の準組合員を含む)、面積は 483ha である。2001 年には国際協力機構 (JICA) の草の根無償供与を受け、2 階建ての自社建物を建設している (写真 4)。同建物は組合事務所、組合員集会所、同研修所、保育所に利用されている。

サルミエント・フィリピン社はサルミエント一族の 3 兄弟の所有であったが、同社のゴム・プランテーションが包括的農地改革計画の対象となり、1991 年から 1996 年まで交渉が継続され、最終的に自主的売却申請 (VOS) によりプランテーション労働者を対象に集合土地権利証書 (Collective CLOA) が交付された。交渉は難航したが土地評価額は 2015 万ペソで SARPHIL が合意した。LBP に対する年賦返済は 30 年、年利 6%、

**写真 4 SACARBEMCO の総合集会所**



月額15万7500ペソとなる。年賦返済はSACARBEMCOが一括して実施する。この交渉と相前後し、上述のように、農地改革受益者農民によるSACARBEMCOが発足した。この間の経緯は筆者による論文を参照されたい<sup>26)</sup>。さらに特徴的なことは、この協同組合経営幹部に旧サルミエント・フィリピン社で働く社員が加わったことである。例えば、SARPHILの地区主任(Area Supervisor)はSACARBEMCOの組合長に就いている。すなわちSARPHILにおけるプランテーション経営に関する経営技術・情報が、そのままSACARBEMCOに引き継がれていた<sup>27)</sup>。加えて、この過程を考察するに指摘しておくべき事項は、農業・農村開発問題で全国的に活動を展開しているNGOであるPhiDHRRAの全面的な支援があった<sup>28)</sup>。この経験がAVAでの栽培契約の成功につながっている。

## (2) ゴム栽培の一部をアブラヤシに転換

前述のとおり、SACARBEMCOはその発足以前からゴム栽培をしてきており。SACARBEMCOの発足後もゴム栽培を継続してきた。

しかしながら、その後、2005年にアブラヤシ生産にも着手している。2009年現在では、483haのうち、156haが従前どおりのゴム農園として継続され、残りの327haのうち224haが新規拡大されたゴム農園である。ゴム農園の拡大はフィリピン土地銀行(LBP)と農地改革省のプロジェクトである「アグリソリューション」(AGRISOLUTION)により取り組まれ、同プロジェクトは世界銀行による資金援助をうけ実施された。残余のうち100haがアブラヤシ事業である。アブラヤシ事業に関しては2004年にLBPから600万ペソ、年利12%、手数料2%で生産融資を受けている。

アブラヤシ導入に至った理由は、以下の5点が挙げられる<sup>29)</sup>。第1に、アブラヤシ栽培の高い生産性であり、後述のとおり収益性も高い。第2に、パーム油需要の増大による市場の拡大が見込まれることである。第3に、ゴム栽培地の形状は傾斜地であるが、これをアブラヤシ栽培に利用できることである。第4に、ゴムの種類のうち高品質で高価格なラテックス(latex)生

産には、遠心分離装置など機材設置が必要であるが、ヤシ油にはこれが不要である。第5に、ゴムは老木が多くなっていて、ゴムの質が劣化していること、である。

アブラヤシ生産に関しては、アグミル・フィリピン社（AGPI）との契約栽培により生産している。このための契約条件はNARCICOの事例と同じである。

契約栽培であるから、アブラヤシのパーム果房（FFB）の全量をAGPIに納入している。このため、SACARBEMCOは積載量14トンのニッサン・トラック2台を所有している。また、FFB売渡価格は覚書にあるとおり、パーム粗製油の国際価格にリンクし設定されている。

一方、ゴムに関しては、SACARBEMCOとサルミエント・フィリピン社との契約栽培の覚書は失効し、現在は覚書なしでパイオニア・エンタープライズ社（Pioneer Enterprise Inc.）に直接生産物を納入している。

### (3) 組合員所得は純利益の均等配分で確保

SACARBEMCOの2007年度の事業収支に関して、総売上ではアブラヤシ事業のFFB総売上額は894万8561ペソ、ゴム事業の総売上771万3174ペソである<sup>30)</sup>。これを単位面積あたりでみると、アブラヤシ事業が8万9485ペソ/ha（894万8561ペソ÷100ha）、ゴム事業は2万297ペソ（771万3174ペソ÷380ha）と、アブラヤシ事業の生産性の高さが明白である（表11）。

SACARBEMCOのアブラヤシ事業に関しては、純利益の算出は生産して納入したFFB価格を総売上とし、これから直接散布肥料、直接収穫労働、直接肥料散布労働のコストを差引いた売上収入から、利子収入などその他収入を加え、事務管理コストを差引いたものを純利益としている。すなわち、肥料、直接労働はSACARBEMCOの事業として独立させてない。

以上の方式でみると、2007年度のアブラヤシ事業の純利益は315万643ペソ、ゴム事業は252万6125ペソである<sup>31)</sup>。これを単位面積あたりでみると、アブラヤシ事業が3万1500ペソ/ha（315万643ペソ÷100ha）、ゴム事

業は6,647ペソ（252万6125ペソ÷380ha）とアブラヤシ事業の収益性の高さは明らかである。

SACARBEMCOの組合員の所得は純利益の均等配分で確保されている。収益性の高いアブラヤシ事業では、出資金利息とパトロネージ基金配当は、7万3515ペソ/人となる（315万643ペソ×70%÷30人）になる。これに対し、ゴム事業の出資金利息とパトロネージ基金配当は2万8068/人ペソ（252万6125ペソ×70%÷63人）となる。

これ以外にも、消費事業、小規模融資事業、貸付金事業など3事業分の純利益配分は<sup>32)</sup>、4,286ペソ/人（88万7953ペソ×70%÷145人）となる。

これらを合計するとアブラヤシ生産農家所得は年7万7801ペソとなる（表11）。

この場合にNARCISOのような事業収入と異なるのは、純利益配分であり、純利益から強制積立（一般準備金15%、教育研修費用準備金15%）の30%が除かれた額が組合員に配分されるとの点である。

また、準組合員52人には土地ベースの配当はない<sup>33)</sup>。このためプランテーションの収穫労働、肥料散布に従事することによる賃金、7540ペソ/人・月（290ペソ×26日）を得ている。これに関わる各種社会保険料がSACARBEMCOにより負担されている。

### 第3節 集合土地権利証交付の協同組合と土地貸借契約（API-ARB MPC）

#### （1）分配された土地をリースバックした協同組合

アグサン・デル・スル州ムニシパリティ・トレントはダバオ市中心街から北東約160kmに位置し（図1）、このトレントにアグサン・プランテーション社（Agusan Plantations, Inc. (API)）の子会社アグミル・フィリピン社（AGPI）パーム製油工場がある（写真5）。この工場には隣接してアブラヤシ育苗場（写真6）がある。

これに近接するAPI農地改革受益者多目的協同組合（API Agrarian Reform Beneficiaries Multi-Purpose Cooperative: API-ARB MPC）は、1989年に創設さ

写真5 アグミル・フィリピン社の製油工場（トレント）



写真6 アグミル・フィリピン社のアブラヤシ育苗場



れ、翌1991年に協同組合開発庁（CDA）に登録されている。現在の組合員は475人で、うち362人が1991年に包括的農地改革計画の適用により集合土地権利証書（Collective CLOA）の交付を受けている。

土地は製油工場のあるムニシパリティ・トレントに所在し総面積は1982haに及んでいるが、うちCLOAの対象となったのはその72%、1427ha

である。同農地は1980年代までアグサン・プランテーション社（API）が40%、NDCが60%所有するプランテーションであった。同プランテーションがCARPの適用を受けてプランテーション農業労働者に移管され、農地改革受益農民からなるAPI-ARBMPCが設立、発足したのである。

API-ARBMPCの最大の特徴は、面積の1427haがAPI-ARBMPCからAPIに貸与（リースバック）されている点である。そして契約期間は2039年までの42年間、年間借地料として3500ペソ/haが支払われている。農地改革受益農民である組合員1人分の平均土地面積は3haであるから、1万500ペソ/1人に相当する。すなわち、毎年1427ha分の499万4500ペソがAPI-ARBMPCに支払われることになっている。

契約期間は当初2032年までの35年間であったが、2006年に7年間延長されている。これはAPI-ARBMPCの農地のうち50haをAPI-ARBMPCが取り組むアブラヤシ開発プロジェクト用地にあてる条件として、APIがAPI-ARBMPCに無利子で500万ペソを融資するとの契約変更に伴うものであった。ただし、この500万ペソは2007年からの7年分割で、上述の借地料から差し引いて返済されることになっている。

一方、組合員はAPIにアブラヤシのプランテーションに農業労働者として雇用されており、206ペソ/日/人の賃金を得ている。

## (2) 貸付事業が主たる活動

API-ARBMPCが農地改革受益農民の組織として発足したもののその運営上の最大の課題は、土地代金の支払いであった。API-ARBMPC関係者からの聞き取りによると、1991年時点では、土地評価額は6000ペソ/haであったから総額は856万2000ペソで、フィリピン土地銀行（LBP）に対し、利息年6%、30年間分割返済であった。当然のことであろうが、API-ARBMPCにはこの分割返済の資金的余裕はない。結論的には1996年に、1989年から96年までの7年間分の返済として97万ペソを第1回返済として実行したもののそれ以降の返済はない。



確かに年間借地料として、約 500 万ペソの収入があるが、これは全額そのまま API-ARBMPC の収入となるわけではない。実際には、前項で述べたとおり、地代は平均 1 万 500 ペソ/人で、このうち 500 ペソが LBP 分割返済金（組合員総額で 23 万 7500 ペソ）として控除されている。残りの 1 万ペソは、事務経費 1000 ペソ、資本金留保 500 ペソ、組合貯蓄 100 ペソ、葬祭基金積立 100 ペソの計 1700 ペソを控除した 8300 ペソ/人（受益農民総額で 300 万 4600 ペソ）を受益農民に直接配分している。すなわち地代収入総額の 79% を受益農民組合員 362 人に直接配分している。

API-ARBMPC の活動は、2 事業がある。サリサリストア経営（写真 7）など消費財事業と貸付事業である。API-ARBMPC 関係者によると、これらによる収入は 2008 年に消費財事業が 9 万 9409 ペソ、貸付事業が 49 万 6495 ペソあり、事業支出を差引いた純収入では、消費財事業が 2 万 9940 ペソ、貸付事業が 30 万 9318 ペソある<sup>34)</sup>。API-ARBMPC の主たる事業は組合員に対する資金貸付活動にある。

アブラヤシ開発プロジェクトの 50ha からの生産をみるとアブラヤシ収穫は 2010 年 1 月から収穫され、調査時点ではまだ収穫されてない。また、組合員は農業労働者であるから、貸与した農地で収穫された生産物はすべて

写真 7 API-ARBMPC が経営のサリサリストア



APIに搬入され代金の支払がないのは当然である。また、プランテーションでの労働提供はAPI-ARBMPCの事業に計上されていない。

2008年の固定資産は農地1427haは856万ペソ、アブラヤシ開発プロジェクト農地50haは185万ペソとなっている。また、固定負債に長期債務459万ペソあり、これはAPI-ARBMPC所有土地を担保としてフィリピン土地銀行(LBP)から受けた年利6%の融資の残額である<sup>35)</sup>。

主たる余裕金である資本金をもって、組合員貸付金の原資にあてており、これによる貸付金利息収入が2008年に44万ペソになったのである。この結果、34万ペソの純収入を計上し、これを組合員の教育研修事業基金に積み立ててきたという構図が明らかになった。強制貯蓄基金の残額は2008年には50万ペソに達していた。

### (3) 協同組合は安定的な土地借料収入に依存

上記の結果からみたAPI-ARBMPCの農地改革受益農民組合員1人当たりの収入は、次の3点から構成される。なお、アブラヤシ開発プログラムの用地50haからは未だ収穫はなされておらず、この部分の収入はない。

第1に、地代収入の配分であり、年 $10,500 \text{ ペソ} \times 79\% = 8,300 \text{ ペソ}$ となる。月単位では831ペソとなる。

第2に、出資金配当およびパトロネージ基金配分として純利益11万9892ペソ $\times 70\% = 11 \text{ 万 } 9892 \text{ ペソ}$ であり、252ペソ/人(11万9892ペソ $\div$ 475人)となる。月単位では21ペソとなる。

第3に、日雇労働の賃金は月単位で、160ペソ/人 $\times 26 \text{ 日} = 4160 \text{ ペソ/人}$ となり、年間4万9920ペソである。

以上を合計すると、月単位では4,889ペソ/人、年間5万8427ペソとなる(表11)。

基本的にはアブラヤシ農業労働者から構成されている。アブラヤシ農業労働者はリスクをとらない。リスクをとるのは、プランテーション経営側で、APIは栽培技術、資材購入、FFB販路などすべてを管理している。API関係

者によると、API-ARBMPCには、アブラヤシ開発プロジェクトを促し、500万ペソの資金の手当、50haの農地における契約栽培など農民の自立性付与を誘導しているが、組合は地代収入に依存しており、新規開発プロジェクトには様子待ちの態度であり対応に苦慮している。

#### 第4節 小括

本節では、本章での結論を整理する。最初に指摘する必要があるのは、農地改革受益農民は当該土地代金をフィリピン土地銀行（LBP）に年利6%、30年年賦分割支払をしなくてはならない点である。この場合、LBPから土地代金の融資は受けられない。また土地代金を地主と交渉し、かつ直接地主に支払うという自主的農地移転（VLT）あるいは直接支払方式（DPS）を選択する余地はない。実際に今回の調査対象の3協同組合とも農地収用、分配方式は自主的売却申請（VOS）であった。それでも土地代金の支払をする資金的余裕をなくし、年賦返済をできなくなったAPI-ARBMPCのような協同組合もあった。また資金計画で対応に苦慮している事情は他の協同組合も同様でSACARMEMCOはパーム油価格の低迷時には返済計画の再編をLBPに要請している。NARCICOにおいては、同様な周辺環境にあっても、返済は計画どおりであった。土地代金年賦返済は基本的にパーム油の生産量、価格に依拠しているのである。

次に考察されなくてはならないのは、アブラヤシ・プランテーションの協同組合がアグリビジネス・ベンチャー契約のどれを選択したかとの点である。

農地改革受益農家（あるいは農業労働者）が交付された土地権利証書が受益農民の土地を特定できる個別土地権利証書であるのか、土地を特定できない集合土地権利証書であるかによってアグリビジネス・ベンチャー契約の選択の範囲が限定されとの点である。NARCICOの場合には個別土地権利証書であり栽培契約を選択する。農家が自らの土地を特定できることは、その農地で生産されたアブラヤシはその農家に帰属することになるから生産増加

に対するインセンティブが働く。これには、ARISP - I、RASPIなどの技術支援が奏功したものである。またアブラヤシ収入は工場納入時の計量に応じて、生産コストを差引いて個別農家に支払われる。これは最終的には農家所得の増加に反映する。協同組合経営で先んじているのはNARCICOで、協同組合事業の多角化をすすめかつ事業ごとに独立して損益勘定を設定している。

これに対し、集合土地権利証書を交付されたSACARBEMCOにおいては、契約栽培を行っている。これが軌道に乗ったのはSARPHILからの経営陣の指導でゴムの栽培契約の経験があるからである。またNGOの指導もあった。しかしながら、自らの土地を特定できないために生産量を受益農家組合員が均等配分する。この場合には、農家所得は最終的なアブラヤシ事業の純利益の配分となる。

ここで指摘できるのは、SACARBEMCOにみるように、集合土地権利証書の交付の場合でも栽培契約の選択をすることも可能であるとの点である。栽培契約で協同組合が守るべき条項は、24時間以内にパーム果房（FFB）の製油工場搬入である。NARCICO、SACARBEMCOの両協同組は自家用の大型トラックを所有している。

一方、集合土地権利証書を交付のAPI-ARBMPCの場合には、農家が自らの土地を特定できない。そして協同組合による所有となった土地を旧プランテーション地主にリースバックする売却地賃貸契約を選択した。契約栽培に取り組み生産増加をはかる意欲を欠落し、土地借地料に依存してしまう。このことは、アブラヤシの単位面積あたり生産量に反映しており、NARCICOは24.62mt/ha、SACARBEMCOは22.14mt/haであるのに対し、API-ARBMPCは工場側のデータでは18.00mt/haとなっている。

農家所得の内容をみても、API-ARBMPCは、従前どおりのプランテーション労働者としての賃金になってしまう。

以上を総合して、3協同組合の年間農家所得を比較するとNARCICOの8万1039ペソ、SACARBEMCOは7万7801ペソで、これらを下回ってAPI-

ARBMPC は日額労働で収入を稼ぎ 5 万 8427 ペソとなる。

将来展望を踏まえた課題は、いかにして協同組合がアグリビジネス・ベンチャー契約において企業家精神を発揮できるかである。あるいは発揮させるかである。NARCISO においては 11ha の独立したアブラヤシ・プランテーションへの投資を行っている。API-ARBMPC においては、プランテーション経営側から API は 50ha のプランテーションでの契約栽培を奨励し、この部分にアグリビジネス・ベンチャー契約をした。ここでプランテーション経営側における関心事は、契約栽培による生産物の安定的確保なのである<sup>36)</sup>。

## 終 章

本論文が明らかにしたのは以下の 5 点であり、最後に筆者の提言を述べる。

第 1 に、アブラヤシ生産に関しては他の商業作物にはない特徴がある。パーム果房 (FFB) は、収穫から 24 時間以内に製油工場で加工しなければならないとの点である。このためアブラヤシ・プランテーションは製油工場と近接して配置される必要があり、また FBB を搬送する輸送手段として大型トラックを利用できる体制が必要である。加えて、一定の収穫量をまとめるためのローテーションの構築には協同組合の形成が不可欠である。かくして、こうした協同組合によるアブラヤシ生産方式は、仲買業者の介入排除につながる。

第 2 に、フィリピンにおけるヤシ油生産は 1960 年代であり、これは近年までその最大生産量を誇っていたマレーシアにおける生産開始時期と同時期であった。しかしながらその後のフィリピンにおけるヤシ油生産は進捗せず大幅に遅れてしまった。

この背景には、フィリピン政府当局がココナツ油生産を優先させ、パーム油生産の増産に向けた取り組みが弱かった点がある。現在でもこの傾向は継

続されておりパーム油産業を管掌する省庁は不在で暫定的にフィリピン・ココナツ庁が担当している。

第3に、パーム油生産が注目されたのは、2000年代前半である。価格が比較的安価でかつ利用範囲が広いため、パーム油に対する国内需要が急増したことがその背景にある。時期を同じくして、最初に述べたように1990年代後半の農漁業近代化法制定をうけた農漁業近代化計画の策定がアグリビジネス対象製品の生産を奨励し、とりわけこれがミンダナオ開発に連結していることから民間部門がアブラヤシ・プランテーション開発に始動したのである。

第4に、農漁業近代化法制定と時期を同じくして、包括的農地改革法延長問題が国内で論議され、同計画で先送りされてきた商業農場の農地改革が着手されることになった。この過程で、商業農場で働く農地改革受益農民に対する土地分配に関する規則が制定され、土地所有、農業所得保証にあわせ、規模の経済、生産性の向上が掲げられた。そのための基本スキームとして、商業農場で働く農地改革受益農民が形成する協同組合を対象としたアグリビジネス・ベンチャー契約が規定され、その契約の形態のうちどれを選択するかは農地改革受益農民または協同組合が決めるとした。アグリビジネスが農地改革の体系に導入されたのである。農地改革の目的がこれまでの単なる農地所有の移転から、生産性向上を含むものへとパラダイム転換したと言えよう。

第5に、これが本論文の結論であるが、以上のアグリビジネス・ベンチャー契約が実際のアブラヤシ・プランテーションの協同組合においてどのように取生まれ、またどのような問題に直面しているかを明らかにした。まず、農地改革受益農民が個別土地権利証書を交付されている場合には、栽培契約とこれに付随したマネジメント契約、および生産・加工・販売契約を締結した複合契約が選択されると、協同組合農民に生産増加のインセンティブを付与し、結果として農家所得の増加をもたらす。

この対極にあるのが、農地改革受益農民が集合土地権利証書を交付されて

いる場合で、土地のリースバック契約を選択した場合である。協同組合の組合員農民は、従前のおりのプランテーション労働者の地位に甘んずることになる。農家所得は労働賃金と地代収入である。当然生産増大にむけたインセンティブは欠落する。しかし、集合土地権利証書の交付であっても、栽培契約を選択した場合には、生産物の販売収入は最終的に純利益の分配でなされ、農家所得の形態は純利益配当が主たるものとなるが、一定の安定的収入があり、農業労働収入に比較して農家収入は多い。したがって、土地権利証書の形態の如何を問わず、栽培契約、マネジメント契約、生産・加工・販売契約の複合契約が好ましい。

以上のように、事例をみるように、栽培契約がアグリビジネス促進に向けての有効なスキームであることが明らかになった。API - ARBMNC にみるとおり、FFB を購入するプランテーション企業側が協同組合に 50ha の契約栽培農園を奨励し、資金融資をしている。この意味するところは、プランテーション企業側にとっては FFB の安定的確保が優先しているとの点である。また、NARCISO にみるように、さらにこれを発展させ、協同組合自体が 11ha のアブラヤシ・プランテーション経営に投資するところもある。かくして、アグリビジネス・ベンチャーの導入には、協同組合の企業家精神の発揚が期待されている。

受益者農民の側から考察すると、農地改革の基本哲学の「土地は耕す者に帰属する」をさらに発展させ、「農地生産性の向上、農家所得の増加」をこれに加えるとの方向性が、認識されるに至ったと言えよう。

以上の状況を踏まえて、筆者は農地改革受益農家、とりわけ集合土地権利証書の交付を受けた協同組合に対する、アグリビジネスのための栽培技術、経営技術の付与が不可欠であると考え、このため各種の農業開発支援はかかる視点で取組まれることが望ましいと提言する。

## 註

- 1) 本稿は、2009年8月および2010年8月に実施の現地調査の結果をもとにした

ものである。現地調査に際しては、以下の諸氏から便宜供与、ご教示をいただいた。ここにあらためて謝意を表する次第である。

Ms.Aurora A. Cañezal, Chief Agrarian Reform Officer, Department of Agrarian Reform, Region X III ; Mr.Yukihiko Kawahara, Team Leader, Department of Agrarian Reform, Agrarian Reform Infrastructure Support Project ; Mr.Rizal A. Saligumba, Institutional Development Specialist -ARISP, Department of Agrarian Reform, Region X III ; Mr.Carlos B.Carpio, CESO III , Philippine Coconut Authority, Deputy Administrator for Research, Development and Extension Branch ; Mr.Edgar T.Bahada, Project Officer, Philippine Coconut Authority, Coconut Extension Training Center, Palm Oil Development Office ; Mr.Yojiro Sekiguchi, Team Leader / Agribusiness / Rural Finance / Rural Development Specialist (International Expert), Agricultural Credit Support Project (ACSP), Land Bank of the Philippines (LBP) ; Mr.Tetsunari Gejo, Co. Team Leader / Agribusiness / Rural Finance / Rural Development Specialist (International Expert), Agricultural Credit Support Project (ACSP), Land Bank of the Philippines (LBP) ; Ms. Diolina Z. Mercado, Co-Team Leader / Agribusiness / Rural Finance / Rural Development Specialist (Local Expert), Agricultural Credit Support Project (ACSP), Land Bank of the Philippines (LBP) ; Mr. Johnmark C. Billanes, Municipal Mayor, Municipality of Torento ; Mr. Macario T. Humol, Municipal Mayor, Municipality of Nabunturan ; Mr. Eduardo E. Suaybaguio, Provincial Agrarian Reform Officer (PARO) , Province of Compostela Valley ; Mr.Jaime A.Claro, Municipal Agrarian Reform Officer (MARO) , Municipality of Nabunturan ; Mr.Ruth S. Dramayo, Municipal Agrarian Reform Officer (MARO) , Municipality of Trento ; Mr.Chang Chee Kong, Executive Vice President/COO, Agusan Plantations, Inc. ; Mr.Verulo M. Sobrio, Plantation Manager, Agusan Plantations, Inc. ; Mr.Arthur Paul P. Elecanal, Mill Manager, Agusan Plantations, Inc. ; Mr. Erpie S. Mancawa, Chairman, Agusan Plantations Inc.-Agrarian Reform Beneficiary-Multi Purpose Cooperative (API-ARBMP) , Mr.Diark L. Diano, Chairman/ BOD ,Nabunturan Agrarian Reform Community Integrated Cooperative (NARCICO) ; Mr.Geraldo B. Magbanua, Manager, SARPHIL CARP Beneficiaries Multipurpose Cooperative (SACARBEMCO) ,Mr.Roland B. Abando, Regional Coordinator, PhilDHARRA Southern Mindanao Office ; Ms.Mariper M. Mercader. Executive Director, Davao Medical School Foundation, Institute of Primary Health Care (DMSF-IPHC) ; Ms.Starjoan D. Villanueva, Executive Director, Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM) ; Mr.Mailawas, Coordinator, TRIFED-ARBC, Montevista.

- 2) 学名 *Elaeis*。アンゴラやガンビア周辺の西アフリカ地方を原産とするギニアアブラヤシ (*Elaeis guineensis*) と中南米の熱帯域下原産のアメリカアブラヤシ (*Elaeis oleifera*) の二種があるが、単にアブラヤシといえは前者を指す。
- 3) 藤崎 (2008) 7 頁。
- 4) 秋道・市川 (2008) 226 頁。



- 5) 藤崎 (2008) 7-8 頁。
- 6) 加藤 (1990) 7 頁。
- 7) 加藤 (1990) 26 頁。
- 8) Cabilo (2003) p.6.
- 9) Cabilo (2003) p.6.
- 10) Philippine Coconut Authority, *The Philippine Oil Palm Industry-2009*, Power Point Material.
- 11) AGPI Company History 2008. (mimeograph) による
- 12) Vice President of Agusan Plantations, Inc.
- 13) RP-NEDA (2004) , pp.35-41.
- 14) RP-DA (2001) pp.58-59, 82-95.
- 15) Department of Agriculture, *Priority Crops Under GMA-HVCC Program, and Priority Crops Per Region 2009*. mimeograph.
- 16) フィリピン・ココナツ庁資料によると 2008 年時点でパーム油 (Crude Palm Oil) は 880 ドル /mt(FOB マレーシア)、ココナツ油は 1170 ドル /mt(FOB フィリピン)。
- 17) アキノ政権の農地改革に関しては、野沢 (1989) 68 - 105 頁。
- 18) プランテーション農地の農地改革に関しては、野沢 (1989) 92 - 105 頁。
- 19) アキノ大統領の母、故コラソン・アキノ大統領の実家コフアンコー族が所有するハシエンダ・ルイシタ農園 (中部ルソン地方タルラック州在の約 6450ha) 農地分配裁判の第 1 回口頭弁論が 2010 年 8 月 18 日最高裁判所で開かれた。争点は、農地の代りにハシエンダ・ルイシタ社の株式を農民に支給した株式分配方式の是非。農民等は「農地の分配」、「困窮する農民に正義を」、「アキノ大統領よ、農民は和解案に反対している」などを掲げて氣勢をあげた。これに対し大統領府は、「和解合意に達した農民たちに農園側から生活支援金の一部 2000 万ペソが支払われる予定である。これはあくまで農園側の問題で大統領は関係ない」とし、大統領の関与を否定している。(『マニラ新聞』2010 年 8 月 14 日、18 日号)。
- 20) 1998 年農地改革省令 9 号 29 条。
- 21) 農地改革コミュニティ(Agrarian Reform Community ; ARC)は、土地分配を中心に位置づけ農地改革支援プロジェクトを取り込んだ地域開発方式による農村開発のフレームワークを示す。これはまた日本を含む外国援助機関による援助の対象となっている。ARC 対象地域の単位規模は、農民から構成されるバラングイ、あるいはその集合体を基礎単位とする。各 ARC の構成員は平均 2ha 所有の受益農民で、ARC の面積は平均 2000ha を対象とする。2009 年 6 月現在、全国で 2105 の ARC が形成されている。野沢 (2000a) 179 - 184 頁を参照。
- 22) 野沢 (2002) 表 16 を参照。
- 23) NARCICO 関係者からの聞き取り。

- 24) NARCICO 関係者からの聞き取り。
- 25) NARCICO 関係者からの聞き取り。
- 26) SACARBEMCO の農地分配に関しては、野沢 (2001) 45 - 57 頁を参照。
- 27) SACARBEMCO 関係者からの聞き取り。
- 28) SACARBEMCO に対する NGO の役割などに関しては、Cabungcal-Cabiles (1997) pp. 47 - 80 を参照。
- 29) SACARBEMCO 関係者からの聞き取り。
- 30) SACARBEMCO 関係者からの聞き取り。
- 31) SACARBEMCO 関係者からの聞き取り。
- 32) SACARBEMCO の 2007 年度純利益額は、消費事業は 32 万 2071 ペソ、小規模融資事業は 37 万 9827 ペソ、貸付金事業は 18 万 6055 ペソである。
- 33) 準組合員は土地をベースにした事業に関わる利益配分を受けられない。
- 34) API-ARBMPC 関係者からの聞き取り。
- 35) API-ARBMPC 関係者からの聞き取り。
- 36) Agusan Plantations, Inc. の農場経営関係者からの聞き取りによる。

## 参考文献

(日本語文献)

- 秋道智彌・市川昌広 編 (2008) 『東南アジアの森に何が起きているか——熱帯雨林とモンスーン林からの報告——』人文書院。
- 宇沢弘文・茂木愛一郎 編 (1994) 『社会的共通資本——コモンズと都市——』東京大学出版会。
- 加藤秋男編著 (1990) 『パーム油・パーム核油の利用』幸書房。
- 国際協力機構 (2009) 「地域や人々が力をつけるための農地改革支援を」『JICA World』No.12、国際協力機構広報室報道課編集発行。
- 野沢勝美 (1989) 「アキノ政権の農地改革」『アジアトレンド』第 48 号 アジア経済研究所。
- 野沢勝美 (2000a) 「フィリピン農地改革と協同組合——西部ビサヤ地方西ネグロス州およびイロイロ州の事例を中心として——」『国際関係紀要』第 9 巻第 1・2 合併号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美 (2000b) 「フィリピン・南部ミンダナオ開発の構造」『国際関係紀要』第 10 巻第 1 号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美 (2001) 「フィリピン・南部ミンダナオ地方の農地改革と受益農民組織」『国際関係紀要』第 10 巻第 2 号 亜細亜大学国際関係研究所。
- 野沢勝美 (2002) 『フィリピン農地改革インフラ支援事業 第 1 フェーズ (ARISP-I) 第三者評価報告書』(国際協力銀行)。
- 藤崎成昭 (2008) 「地球温暖化とパーム油——東南アジアの新たな課題——」『アジア研ワールド・トレンド』No.149 (2 月号)。

(英語文献)

- Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM) (2005), "Swallowing the bitter pill of the sweet talk," *BANTAAN*, Vol.18, No.9-10.
- Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM) (2007), "The rice farmers of Mindanao: Can they brave the storm?," *BANTAAN*, Vol.20, No.1-2.
- Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM) (2009a), "Agrofuel crops: Promises of uncertainty?," *BANTAAN*, Vol.22, No.1.
- Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM) (2009b), *Boosting Agrofuels: Boon or Bane?*. AFRIM.
- Borras, Jr., Saturnino M. (2002), "Problem and Prospects of Redistributive Land Reform in Mindanao, 1972/1988-2001," *Mindanao Focus*, No.1, Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM).
- Cabilo, Zuraida Mae B. (2003), "Oil Palm Expansion in Mindanao: A Peace Solution?," *Mindanao Focus*, No.1, Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM)
- Cabungal-Cabilos, Minerva C. (1997), "Operating a Rubber Farm as Landowners: The Experience of the SARPHILCARP Beneficiaries Multipurpose Cooperative in Implementation", *Making Agrarian Reform Work - Achieving Sustainable Productivity*, Triparrd Series No.3, PhilDHRRA.
- Deriquito, Ferdinand (2005), "Palm Reading Taking the slick out of the oil palm sweet talk", *Mindanao Focus*, No.1. Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM).
- Nippon Koei Co. Ltd. (2007) *Study on Support Program for Agri-Enterprise Development (SPAED) of the Land Bank of the Philippines, Final Report* (dated October 17).
- Pacaba-Deriquito, Tes (2004), "The AVA-mode of CARP in Banana Commercial Farms : BUSINESS AS USUAL", *Mindanao Focus*, No. 4. Alternative Forum for Research in Mindanao (AFRIM)
- Republic of the Philippines, Department of Agriculture (RP-DA) (2001), *The Philippine Agriculture and Fisheries Modernization Plan 2001-2004*.
- Republic of the Philippines, Department of Agriculture (RP-DA) (2009), *Prospects for Philippine Agribusiness* (Powerpoint presentation material).
- Republic of the Philippines, Department of Agriculture (RP-DA), Philippine Coconut Authority, Coconut Extension Training Center, Palm Oil Development Office (PODO) (2006), *The Oil Palm & the Industry ...In a Capsule*.
- Republic of the Philippines, National Economic Development Authority (RP-NEDA) (2004), *Mid-Term Philippine Development Plan 2004-2010*.